

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、生活ヘルスアドバイザーとして家庭用電位治療器の販売等の業務に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、通勤途中に足が痛くなったとして、C病院に受診し、皮膚科において「左足皮膚潰瘍、蜂窩織炎」、糖尿病内科において「糖尿病」と診断され、同日緊急入院し、同年〇月〇日退院した。

請求人は、その後加療していたが、平成〇年〇月〇日、同病院泌尿科に受診し「勃起不全」と診断され、同年〇月〇日には「ED、射精障害」と診断された。

請求人は、請求人に発症した「左足皮膚潰瘍、蜂窩織炎」、「糖尿病」及び「勃起不全、ED、射精障害」は、過重労働等の業務が原因であるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人の上記傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に発症した傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、請求人に発症した「左足皮膚潰瘍、蜂窩織炎」「糖尿病」及び「勃起不全、ED、射精障害」は、過重労働等の業務が原因であると主張している
ので、以下、検討する。

(2) 糖尿病について

D医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、検査結果より2型糖尿病と診断しているところ、当審査会としても、被災者の随時血糖値は糖尿病の診断基準を満たしており、抗GAD抗体陰性であることから、請求人に発症した糖尿病は2型糖尿病と判断する。

また、糖尿病の発症について、D医師及びE医師は、それぞれの意見書において、「発症の時期は不明であるが、糖尿病の家族歴を有することから糖尿病発症の素因があつて、その上に加糖飲料の多量摂取が誘因となり発症した、あるいは糖尿病が悪化した」旨述べ、さらに、E医師は、要旨、「健康診断を受診していれば発症前に発見できたはずであり、本人の健康管理の自覚不足によるもので、糖尿病の発症は自己責任である。」と述べており、当審査会としても、両医師の意見を妥当と判断する。

したがって、請求人の業務と糖尿病の発症の間に相当因果関係は存在せず、請求人の主張は採用できないものと判断する。

(3) 左足皮膚潰瘍、蜂窩織炎について

C病院皮膚科診療録及び同病院糖尿病内分泌・血液内科診療録には、「数年前から左足足底部に魚の目があり、2週間くらい前からそれを自分で切除していたところ数日前から化膿したため受診した。」と記載されている。

この点、E医師は、上記意見書において、「糖尿病は、末梢神経障害、血管系の硬化が足部などの細い血管に起こり、血流障害を来し、血流の障害が発症するために、感染症にも掛かり易い、糖尿病神経障害で疼痛域が低下し、傷に気が付かない場合もあり、発見が遅れ、重症化して下肢切断された例もある。」旨述べている。また、F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時の血液所見より、基礎疾患として糖尿病の存在が考えられた。」とし、「より早期に受診していれば、蜂窩織炎の程度が軽度で済んだ可能性はある。」と述べている。

したがって、請求人の業務と左足皮膚潰瘍、蜂窩織炎の発症の間に相当因果関係は存在せず、請求人の主張は採用できないものと判断する。

(4) 勃起不全、ED、射精障害について

G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「初診時の主訴及び他覚的所見：糖尿病性のED、射精障害。基礎疾患・素因の有無および本症との関係：糖尿病は高率にED、射精障害を引き起こす。」と述べている。また、E医師は、上記意見書において、「相当の期間気付かなかった糖尿病により神経、血管系の硬化をきたすと勃起不能になる。」とし、「勃起不全、ED射精障害について、糖尿病が誘因である。」と述べている。

したがって、当審査会としても、請求人の勃起不全、ED、射精障害は、高血糖が続いたための症状であり、業務との相当因果関係は存在せず、請求人の主張は採用できないものと判断する。

- 3 以上のとおりであるので、請求人に発症した傷病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。